

と回答しており、平成 17 年度の導入を目指している。なお、約 90 %に当たる 221 事業体が「実施していない」との回答である。

「その他」の内容としては、「鉛製給水管のほとんどを事業体が所有」、「調査中」、「検討中」、「事業体の費用で更新」、「宅地内に鉛製給水管が無い」などであった。

〈設問 5〉 助成制度

5-1 給水装置所有者による鉛製給水管更新に対して、助成制度を実施していますか
(鉛製給水管以外を含めた助成制度も含む)。

- a 実施している (年 月から)
- b 今後実施したい (実施予定がある場合 : 年度から)
- c 実施していない
- d その他

表-14 助成制度の実施状況

回 答	事業体数	割合 (%)
実施している	12	4.8
今後実施したい	3	1.2
実施していない	221	88.4
そ の 他	8	3.2
回答無し	6	2.4
計	250	100.0

②助成金制度の概要

上記で、「実施している」という回答があった 12 事業体に当該制度について助成金額の算出方法、上限金額、利用実績（平成 15 年度の件数、助成額）を尋ねたところ以下のような回答であった。

助成金額の算出方法については、事業体によりかなり異なるが、工事費の 2 分の 1 を助成するといった事業体が多いようである。上限金額は、400,000 円を最高額として、最低が 20,000 円となっているほか、公道下 150,000 円、宅地内 40,000 円と差を付けている事業体、上限は特に無しとしている事業体もある。利用実績は利用がゼロから最大で 382 件の利用があった事業体もあり様々である。その助成額は平均すると 1 事業体 476 万円程度である。

表-15 助成制度の概要

事業体	算出方法	上限金額(円)	利用実績 (平成15年度)	
			件数	助成額(円)
弘前市	道路内は全額市が負担			
盛岡市	対象区間の布設替工事箇所に応じて算定した額	¥400,000	17	¥1,310,000
山形市	公道及び宅地内の平均工事費の1/2	公道 ¥ 150,000 宅地内 ¥ 40,000		
横浜市	局が算出した工事費の2分の1	¥50,000	110	¥2,000,000
豊中市	市で積算した工事費の半額	¥100,000	57	¥4,826,000
守口市	工事の材料費+労力費+諸経費(個人負担は道路復旧費+設計手数料)		7	¥1,400,000
神戸市		¥20,000	341	¥6,774,000
高松市	局の基準単価により算出	¥100,000	382	¥29,728,193
今治市	給水工事一式(工事店の見積書を提出)	¥50,000	12	¥811,720
A事業体	装置工事竣工精算時に、請負施工工事店へ支払い	特になし	11	¥617,798
B事業体	本管からメータまで全て鉛管の場合	¥20,000	0	¥0
C事業体	局請負工事設計積算基準	50%以下	1	¥153,000

③助成制度の対象としている範囲

上記で、12事業体がどの範囲までを助成制度の対象としているかとの設問に対しては、公道部分については12事業体全てが対象としている。

また、公私境界からメータまでについても、ほとんどの事業体が助成の対象としており、メータから給水栓にかけても対象としている事業体が4事業体ある。

表-16 助成制度の対象範囲

対象となる範囲	公道部分 (公私境界まで)	私道部分① (公私境界から止水栓)	私道部分② (止水栓から宅地境界)	宅地境界からメータまでの間	メータから給水栓
事業体数	10	8	8	9	4

(注1) 各事業体ごと、対象となる区分全てにチェックしてもらった。

④助成制度を鉛製給水管の更新促進策として実施する主な理由

上記で、「実施している」、「今後実施したい」と回答した 15 事業体のうち、60 %が「事業体による取り組みだけでなく、給水装置所有者による更新により早期に解消するため」、13.3 %が「以前から給水装置工事に対する助成制度があったため」を選択していた。また、「その他」として「早期解消を望む顧客への配慮」といった回答があった。

5-3〔問5-1〕で a または b を選択した事業体にお尋ねします。

助成制度を鉛製給水管更新促進策として実施する主な理由を1つお答え下さい。

- a 事業体による更新だけでなく、給水装置所有者による更新によって早期に解消するため
- b 給水装置所有者にも更新に係る経費を負担してもらうため
- c 以前から給水装置工事に対する助成制度があったため
- d その他

表-17 助成制度を実施する主な理由

回 答	事業体数	割合 (%)
事業体による取り組みだけでなく、給水装置所有者による更新により早期に解消するため	9	60.0
給水装置所有者にも更新にかかる経費を負担してもらうため	1	6.7
以前から給水装置工事に対する助成制度があったため	2	13.3
その他	3	20.0
計	15	100.0

(注 1) 主な理由であるため、設問における選択肢は 1つを選ぶよう指示している。

⑤助成制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない理由

上記で、「実施していない」と回答した 221 事業体に助成制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない主な理由を尋ねたところ、以下のような回答であった。

「給水装置所有者の財産である給水管の更新に事業体は費用負担しにくい」との回答が 78 事業体 (35.3 %) と最も多く、次に「他の制度 (水道事業体による更新など) により対応出来る」との回答が 61 事業体 (27.6 %) あったほか、「助成制度を実施するための財源を確保できない」が 23 事業体 (10.4 %)、「利用者が見込みにくい」との回答が 22 事業体 (10.0 %) であった。なお、「その他」との回答が 27 事業体 (12.2 %) あったが、その内訳は「建てかえや布設替時に実施」、「自然解消を待つ」、「無償で更新される所有者との公平性の問題が顕在化するために実施していない」、「特になし」といった答えが多かった。

5-4〔問5-1〕でcを選択した事業体にお尋ねします。

助成制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない主な理由を1つお答え下さい。

- a 助成制度を実施するための財源を確保できない
- b 給水装置所有者の財産である給水管の更新に事業体は費用負担しにくい
- c 利用者が見込みにくい
- d 助成制度を実施するための体制が組めない
- e 他の制度（水道事業体による更新など）により対応できる
- f その他

表-18 助成制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない主な理由

回 答	事業体数	割合 (%)
助成制度を実施するための財源を確保できない	23	10.4
給水装置所有者の財産である給水管の更新に事業体は費用負担しにくい	78	35.3
利用者が見込みにくい	22	10.0
助成制度を実施するための体制が組めない	6	2.7
他の制度（水道事業体による更新など）により対応出来る	61	27.6
その他	27	12.2
回答無し	4	1.8
計	221	100.0

(注1) 主な理由であるため、設問における選択肢は1つを選ぶよう依頼している。

8. 融資制度の実施

①鉛製給水管更新に対する融資制度の実施

鉛製給水管更新に対する融資制度に関して、事業体として融資制度を実施しているのか、また、実施している場合その概要はどのようなものかとの質問に対する回答は以下のとおりである。

13事業体(5.2%)が現在「実施している」と回答しており、ほとんどは平成14年度からの実施である。しかしながら、鉛だけでなく老朽管の更新という位置付けでは、昭和50年から導入している事業体も存在する。なお、「今後実施したい」と回答した事業体はなかった。また、88.8%に当たる222事業体が「実施していない」との回答であった。

〈設問6〉融資制度

6-1 鉛製給水管更新に対する融資制度がありますか（鉛製給水管以外を含めた融資制度も含む）。

- a 実施している（ 年 月から）
- b 今後実施したい（実施予定がある場合： 年度から）